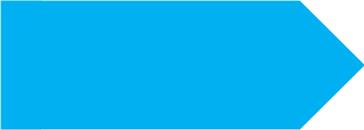


(ver.3)



未来につながる 今の暮らしのために

すべての子どもに「家庭」を…



里親が育てる。

社会が支える。

松本赤十字乳児院 ・ 長野県松本児童相談所
協力；松本市こども福祉課 ・ 塩尻市家庭支援課
安曇野市子ども支援課 ・ 松本児童園

あたりまえの「家庭」の暮らしを子どもに・・・

社会の現状

日本には、親（保護者）の病気や養育力の不足（虐待の問題も含まれます）、経済的な問題など、さまざまな事情により、実の家庭で生活できない子どもが約4万5千人^{※1}います。

このような子どもたちを公的な責任で社会的に保護・養育することを「社会的養護」といいます。

長野県では、約650人^{※2}の子どもたちが家庭を離れ、「里親家庭」や乳児院・児童養護施設などの「施設」で生活しています。

※1 2018年3月末現在 44,354人（厚生労働省調べ）。

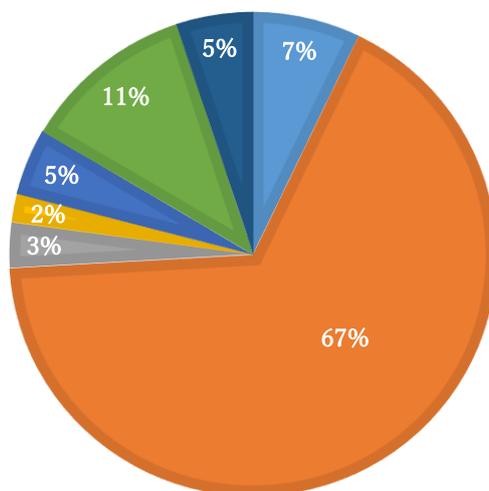
里親・ファミリーホーム、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームで暮らす子どもの数。

※2 2020年3月末現在 642人（長野県業務概要）

里親・ファミリーホーム、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・障害児入所施設で暮らす子どもの数。障害児入所施設については契約による入所を除く。

措置されている子どもの数（県内）

■ 乳児院 48人	■ 児童養護施設 450人
■ 児童心理治療施設 20人	■ 児童自立支援施設 13人
■ 障害児入所施設 30人	■ 里親 77人
■ ファミリーホーム 34人	



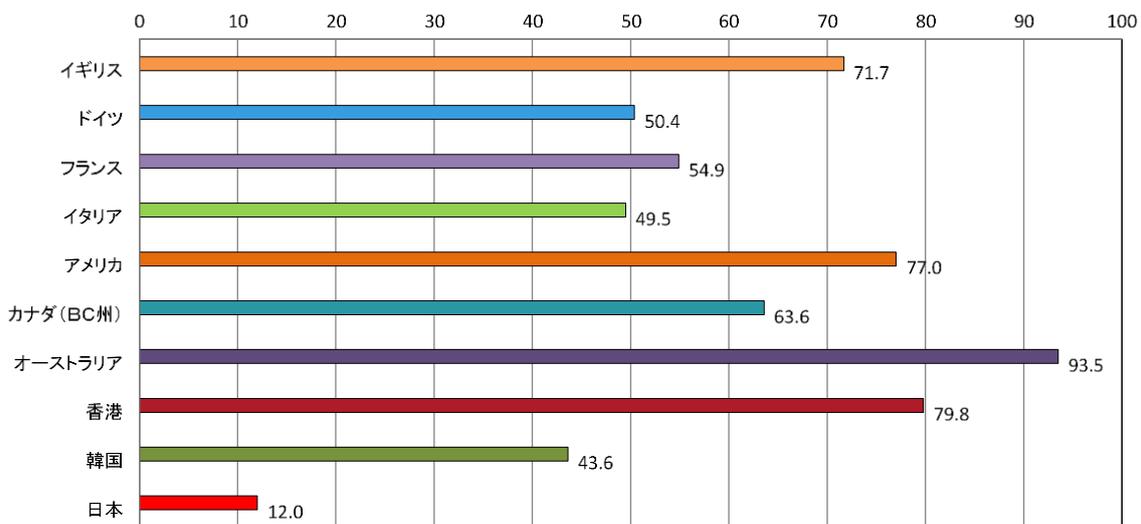
「施設」から「家庭」の暮らしへ

国際的な状況

さまざまな事情により実の家庭で生活できない子どもたちは、乳児院や児童養護施設などの「施設」、または、「里親家庭」で暮らしています。日本ではこれまで「施設」での養育が主流となっており、子どもたちの8割以上が「施設」で暮らしています。

しかし、国際的にみると、アメリカ、イギリス、オーストラリアなどでは、7割以上の子どもたちが「里親家庭」で暮らしており、実の家庭を離れた子どもの養育を可能な限り「施設」ではなく「家庭」で行う…ということが国際的な潮流となっています。

(参考)各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2010年前後の状況)(%)



※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

※日本の里親等委託率12.0%は、平成22年度末(2011年3月末)

※里親の概念は諸外国によって異なる。

子どもにとっての「家庭」生活の重要性

子どもは、いつもそばにいて見守り、その子どもひとりひとりに合わせて育んでもらうことができる特定の大人（通常は「自分のお父さんやお母さん」になります。）との関係をもとに、家庭生活において、さらに地域社会でのさまざまな人との交流や体験を通じて、心と体を大きく成長させていく存在です。

子どもは、生きる上での危機的な状況（不安や恐れ）に際して、特定の他者との接触や関係を求め、そのネガティブな感情を軽減したり、調節してもらうことで安心感を得ようとしています。このようなシステムは「アタッチメント」と呼ばれています。

不安等を適切に調節してもらうことを重ねることで、子どもは、自分は守られ大切にされる存在であると感じ、養育者への信頼感が形成されるとともに、自ら感情を調節しようとする自律性が芽生え、安心して外の世界との交流に踏み出すことができるようになります。

このため、一般の「家庭」環境で暮らすことが可能な子どもたちは、「家庭」で暮らすことが望ましく、特に、まだ幼い子どもたちにとって、「家庭」での暮らしの保障はとても大切です。

児童福祉法の改正

「子どもの権利条約」（1994年批准）や「子どもの代替的養護に関する国連指針」（2009年採択）では、子どもが家族による養育を受けられるように支援すべきこと、それが不可能な場合や不適當な場合の代替養育としては里親委託、さらには養子縁組が望ましいことが示されています。

日本では、これまで「施設」が代替養育（「社会的養護」）の重要な担い手として大きな役割を果たしてきましたが、このような国際的な流れを受けて、平成28年に児童福祉法が抜本的に改正され、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、「家庭養育優先」の理念が規定されました。

特に「乳幼児」については、「家庭」での暮らしを原則とするよう国の方針が示されています。

今後は、家庭への養育支援の充実とともに、代替養育においても「施設」*ではなく「家庭」での暮らしを実現していくことが求められています。

※こうした動きのなか、施設には、より難しい課題を抱えた子どものケア（高機能化）や地域における家庭養育・里親養育の支援（多機能化・機能転換）等の新たな役割が求められています。

取り組みの強化

日本においても、このように児童福祉法が改正され、ひとりでも多くの子どもたちが「家庭」で暮らせるように、改めて取り組みが強化されはじめています。

実の家庭を離れざるを得ない子どもそれぞれのニーズに応えるためには、こうした子どもを一定の期間ご自分の家庭に預かり、子どもをその親（保護者）の代わりに育てただけの「養育里親」が、それぞれの地域に子どもの数以上に必要となりますが、現状ではその担い手の確保が大きな課題となっています。

また、同時に、実際に子どもを家庭に預かり養育にあたる「養育里親」の養育を支えるためのサポート体制の充実や、子どもや「里親家庭」を取り巻く地域社会の理解の促進が欠かせません。

私たちは、児童福祉法の改正を踏まえ、養育上の大きな困難を抱える家庭に対する集中的な支援の強化を図ることも念頭におきつつ、代替養育における家庭養育の担い手となる「養育里親」の確保とその養育支援体制の充実を目指し、主に乳幼児（特に3歳未満）^{*}を対象として、「コミュニティ・ファミリー・パートナー（CFP）」の取り組みをスタートさせました。

ひとりでも多くの子どもたちが「家庭」で暮らし、「地域」のなかでその子らしく成長していけるよう、家庭（親）の養育への支援に力を入れるとともに、皆さんとともに「里親」制度を推進していきたいと願っています。

※対象年齢は預かる際（子どもの委託時）の年齢です。預かる際に乳幼児（特に3歳未満）であっても、期間が数年以上の長期になる場合は、子どもの成長により年齢が上がり、例えば、養育している間に小学校入学等を迎える…という場合があります。

「コミュニティ・ファミリー・パートナー（CFP）」とは

コミュニティ・ファミリー・パートナー

私たちは、「養育里親」について、地域社会において、私たちとの協力・連携のもと、家庭での生活が難しい子どもを預かり育てることにより、その子どもの育ちを支えるとともに、実の家庭（親）を応援する存在であると考えています。

「里親」はとても重要な子ども福祉の担い手（制度）となっていますが、まだまだ社会的な理解が十分ではありません。このため、その名称にはさまざまな誤

解や勘違い（例えば、子どもの親からみたとき…「子どもをとられてしまうのではないか?」、一般の方からみたとき…「子どもを養子にするの?」など）が生まれてしまうこともあります。

そこで、私たちは「コミュニティー・ファミリー・パートナー（CFP）」（以下「パートナー」と略します。）*の愛称により、その担い手となってくださる家庭を積極的に募集することとしました。

※なお、里親制度に関する国や県の方針や政策動向及びこの取り組みの推進状況等により、「コミュニティー・ファミリー・パートナー（CFP）」の愛称については、変更となる場合があります。

パートナーへの支援体制

大きな喜びもある一方、子どもの養育には、いろいろな悩みや苦勞がつきものです。自分のお子さんでもそうですが、他の家庭の（または施設で生活していた）子どもを中途から自宅に迎え入れ育てる過程には、より多くの難しさ（子どもとの関係構築、生育環境等を背景とする子どもの行動の受容や対応、子どもと実の親との関係への配慮など）が伴うことが予想されます。このため、パートナー（養育里親）がおこなう養育への支援を充実させることが必要不可欠です。

そこで私たち（乳児院・児童相談所及び協力機関）はチーム（「CFP フォスターリングチーム」と言います。）を組み、それぞれの役割や強みを踏まえ、力を合わせてパートナーの養育を支援していきます。パートナーの確保や地域社会の理解促進などの広報活動から、「養育里親」として登録されるまでの対応、実際に子どもを預かり育てる際の養育支援に至るまで、一貫した相談・支援体制を確保するとともに、その充実・強化を図ってまいります。

私たちのチームに、多くの皆さんにパートナーとして加わっていただき、ひとりひとりの子どものよりよい成長、さらにはパートナーを含めた私たちチームひとりひとりの成長を目指していきたくと考えています。

パートナーになるためには

養育里親としての登録

パートナーになるためには、児童福祉法等の要件や長野県の基準等を満たしていることを県により認定され、「養育里親」として登録されることが必要です。

そして、何よりも、希望される方々と私たちが信頼関係を構築し、チームとして連携・協力して子どもの養育に当たることができる…という見通しを相互に持ち合える*ことが重要であると考えます。

※認定・登録時に確認書のご提出をお願いしています。

<<主な要件>>

- ・ 子どもの養育についての理解と熱意がある
- ・ 子どもへの豊かな愛情を有している
- ・ 経済的に困窮していない
- ・ 里親を希望する方や同居する人が法律に規定する欠格事由に該当しない
(本籍地の市町村等に照会させていただきます。予めご了承ください。)

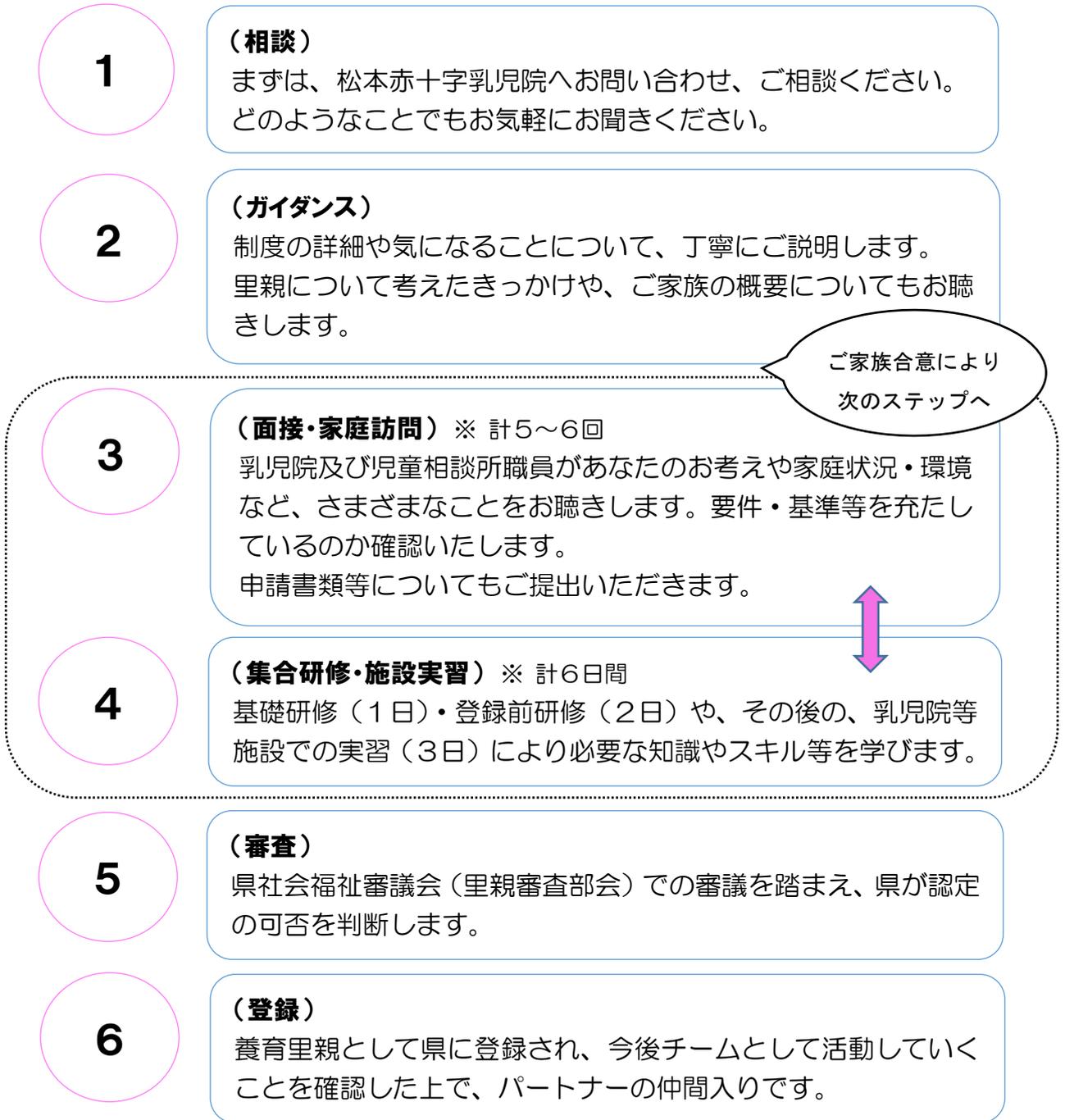
<<主な基準>>

- ・ 子どもを養育する上で、心身の健康上の支障がないこと
- ・ 申込の動機が子どもの最善の福祉を意図するものであること
- ・ 家庭生活が円満に営まれていること
- ・ 申込者に配偶者がいない場合は、次のどちらかを満たしていること
 - ①子どもの養育経験があること、または保健師・看護師・保育士等の資格を有していること
 - ②生活を共にして補助者として子どもの養育にかかわることができる 20 歳以上の子又は父母等がいること
- ・ 親族（親やきょうだい等）が、子どもを受託することに同意し協力的であること
- ・ 親族のうちに常に介護が必要な人がいないこと（介護が家族の負担にならず、委託された子どもの養育に影響を及ぼさない場合を除く）

これらのほか、社会的養護及び養護を必要とする子どもについての理解、子どもの養育にあたり関係機関と連携・協力することなどが求められます。

また、経済状況（収入の範囲内で健全な家計が営まれていること等）や住居や居住地域の状況についても確認が必要となります。

パートナー登録の流れ



※相談～登録までの期間は、相談のタイミングや希望者の状況によりさまざまですが、概ね8か月～1年くらいとなっています。

また、5年に1回、更新研修(研修・実習各1日)を受講して里親登録を更新する必要があります。

養育支援の体制について

CFP フォスタリングチーム

CFP フォスタリングチームは、松本児童相談所と松本赤十字乳児院が主体となり協働して運営するフォスタリング機関*です。その他の機関とも連携・協力してパートナーの家庭における里親養育を包括的に支援することを目指します。

※フォスタリング機関とは、

- ・里親のリクルート及び里親登録手続き
- ・里親に対する研修
- ・子どもと里親家庭のマッチング(子どもの個別状況に合わせた里親家庭の選定～事前交流)
- ・子どもの里親委託中における里親養育への支援
- ・里親委託解除後におけるアフターフォロー …

に至るまでの一連の過程において、子ども(及びその親・保護者)にとって質の高い里親養育が実現するために、(養育)里親に対してさまざまな支援を包括的に行う機関です。

国は、都道府県に対して、こうしたフォスタリング機関が早期に整備されるよう求めています。

<<CFP フォスタリングチーム>> 2021年3月現在

位置づけ	機関	役割
中核機関	松本赤十字乳児院 松本児童相談所	・リクルートや里親登録手続き、里親に対する研修、マッチング、委託中の養育支援、アフターフォローに至るまですべてのプロセスにおいて支援を行う。 ・定期的にミーティングを行い、全体状況・個別状況について情報の共有や支援の打合せを行う。
協力機関	市子ども家庭福祉担当課 松本児童園	・主にリクルート活動、委託中の養育支援等に協力する。 ・必要に応じてミーティングに参加し、必要な情報の共有や支援の打合せを行う。

※委託されている(される予定の)子どもやパートナー(希望者を含む)に関する情報を中核機関においては常時、協力機関においては必要に応じて共有することを予めご承知おきください。

なお、すべての機関が個人情報に関する守秘義務を有しています。

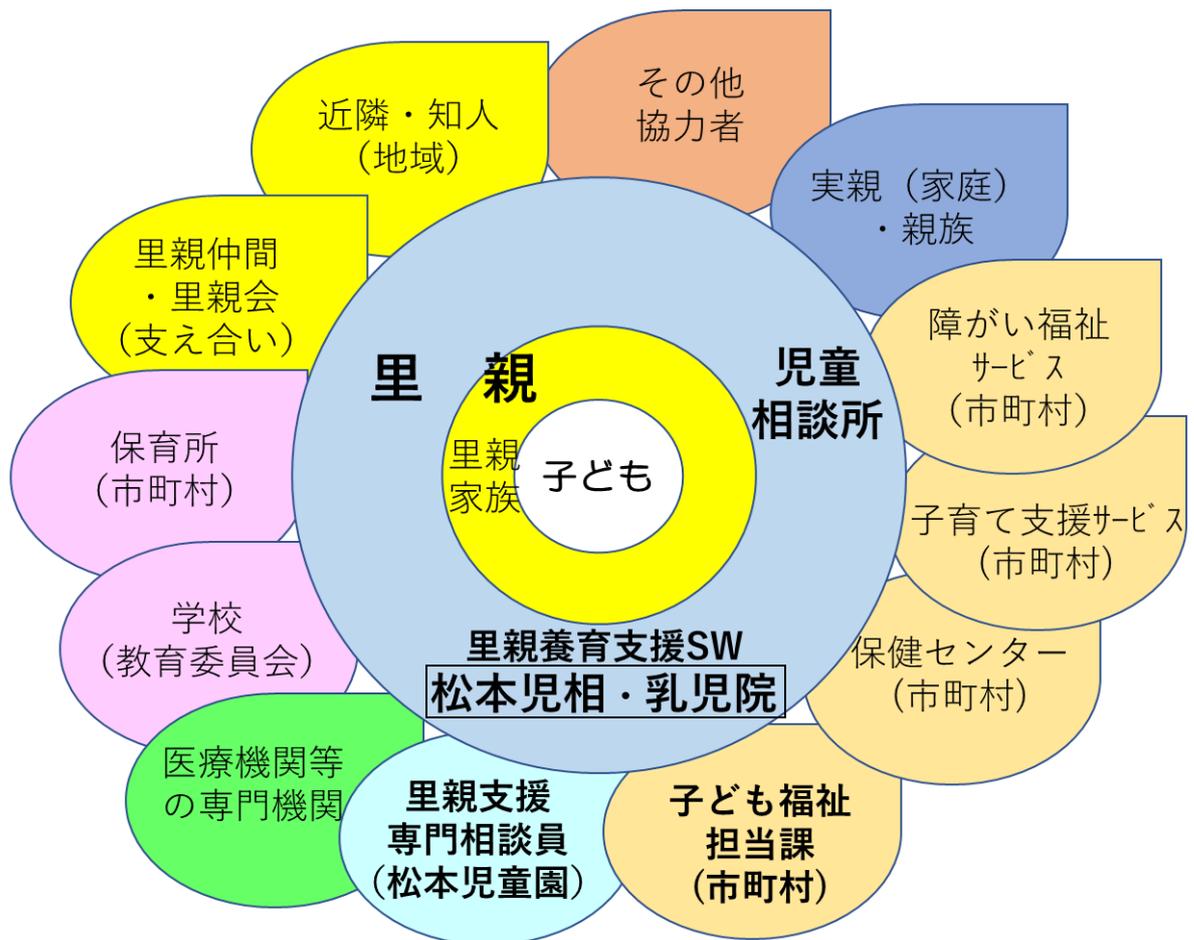
パートナーを中心とする「里親養育」

「里親養育」はパートナーのみが担うもの、責任を有するものではありません。信頼関係にもとづく関係者・関係機関の協働、連携・協力により、パートナーを中心として「里親養育」は展開されます。

パートナーとフォスタリングチームにより「養育チーム」を構成し、パートナーとフォスタリングチームが一体となり子どもを受託します。フォスタリングチームでは、主担当者（里親支援ソーシャルワーカー）を決め、主担当者を窓口としてパートナーの里親養育等をサポートします。

子どもを受託する際は、子どもを担当する児童相談所の児童福祉司及び児童心理司が養育チームに加わります。さらに、保護者、子どもの関係する保育所や学校等をはじめとする関係者・関係機関を含めて応援チームを構成し、必要に応じて応援会議を開催します。

<<チーム養育のイメージ図>>



CFP フォスタリングチームの理念・ビジョン

私たちの理念

私たちは、安全・安心な養育里親制度の推進を通じて、ひとりひとりの子どもが大切にされ、その子らしく成長することのできる豊かな地域社会の実現に貢献します。

私たちのビジョン

- 1 コミュニティー・ファミリー・パートナー（以下、「パートナー」。）と私たちとの良好なパートナーシップによる、子どもやその親（保護者）にとって安全・安心で質の高い養育里親体制の整備
- 2 やむを得ない事情により自分の家庭で暮らすことができない子どもでも、引き続き、地域の「家庭」で暮らすことができる地域社会の実現
- 3 子どもの養育上さまざまな困難を抱えた家庭においても、子どもができる限りその家庭において暮らし続けることができるよう、子どもとその親（保護者）を支えることのできる地域社会の実現
- 4 子どもがその子らしく成長することのできる地域社会の実現を念頭におく、地域の関係者・関係機関や住民・企業・団体等との幅広く・重層的なネットワークの構築

私たちの約束・目標

1 子ども中心の活動

私たちは、すべての活動・支援において、子どもが権利の主体であることを念頭におき、子どもがその中心となるよう努力します。

子どもの支援においては、子どもひとりひとりの真の幸せの実現を考え、子どものポジティブな変化を追求します。

2 信頼関係の構築

私たちは、パートナーをはじめとする関係者・関係機関との信頼関係が質の高い里親養育を確保するための基盤であることを認識し、すべての活動・支援にお

いてその構築・向上に努めます。

パートナーとともに、子どもやその親（保護者）にとって安全・安心な里親養育の実現を追求することにより、子どもや親（保護者）から信頼が得られるよう努めます。

私たちが大切にしている態度・姿勢

1 誠実・公正

私たちは、いつも誠実・公正であることを心がけます。特に、双方向の開かれたコミュニケーションを大切にします。

2 前向き

私たちは、いつも前向きであろうとします。困難な課題にも向き合い、一歩ずつ着実に前進することを目指します。

3 挑戦・成長

私たちは、完ぺきではありません。よりよい活動・支援を目指して、挑戦・成長し続けるよう努力します。

4 柔軟性

私たちは、子どもや親（保護者）、パートナー等のそれぞれの事情をできる限り考慮し、柔軟な対応・選択を心がけます。

5 多様性の尊重・寛容さ

私たちは、さまざまな立場の人やその価値観・文化を尊重します。異なる見方や考え方、生活や行動の様式等をできる限り寛容に受け止めます。

対象となる子ども

主に乳幼児（特に3歳未満） ※委託開始時において

活動地域

松本市・塩尻市・安曇野市の全域

2021年4月

フォスタリングチームによるパートナーに対する主な養育支援

<<登録前>>

- ・ 疑問ができる限り解消するとともに、不安や心配が少なくなるよう（または明確になるよう）、パートナーを希望する方に制度や実情の説明を丁寧に行います。
- ・ パートナーとなること（；新しい「生き方」（生活スタイル）の選択）について、そのプロセスを共有してともに考えます。

※特に、子どもの養育は、人生において育まれてきたパートナーの価値観・文化や生活スタイル等の影響を強く受けることとなります。このため、「里親養育」を展開するにあたり、これまでの人生を振り返り言語化する（客観視する）ことは、ご自分自身をより深く理解することにつながり、安全・安心な養育のために重要なことと考えています。

- ・ 希望者とともに、夫婦や家庭の持つ強みと弱みについて把握・検討し、どのような子ども（や条件）であれば受託が可能か、強みがどのように活かせるのか、必要なサポートや社会資源等の活用について予め想定していきます。

※なお、相互に信頼関係を構築することが難しいと思われる場合や、フォスタリングチームの力量・体制上の限界、パートナー家庭の制約条件・状況等により、子ども（及び親・保護者）にとって安全・安心な里親養育を提供することが難しいと見込まれる場合には、パートナーとなることをお勧めしない場合があります。

<<登録後>>

- ・ 勉強会や交流会等を設け、知識やスキルの向上につながるような、また、他のパートナーや養育里親と顔見知りになり、つながりをつくれるような機会を提供します。
- ・ 子どもを担当する児童相談所との委託・受託に関する事前の検討・協議にもとづき、パートナーに受託の打診を行い、子どもや親（保護者）の状況を踏まえ、パートナーとともに子どもの受託について検討します。

※パートナー家庭では、家族全員が受託に合意することが必要です。特に、実のお子さんに対する説明については工夫や配慮が求められます。お子さんに対する説明についてもパートナーと考え、必要に応じて、お子さんをはじめとするご家族に、直接私たちからも説明させていただきます。
なお、委託を決定するのは子どもを担当する児童相談所です。

- ・ 委託が検討されている子どもとパートナー家庭の双方の状況を考慮しながら、子ども・パートナーとともに関係者を交え、円滑に交流が進むよう交流のプロセスを検討し、交流の進行をサポートします。

- ・ 特に、委託が予定される子どもが円滑に新しい生活に移行できるよう、乳幼児であっても、親（保護者）その他関係者と協力して子どもへの説明に工夫・配慮します。

※このことは、委託開始前から真実告知（自分の背景や今の状況等について理解ができるよう、子どもの年齢に応じて説明すること。段階的にくり返し行うもの）が行われることを意味しています。

- ・ また、子どもとの交流や子どもへの説明と平行して、子どもが生活することとなるパートナー家庭に関して親（保護者）に対してどのように紹介・説明するのかを児童相談所を交え検討した上で、紹介・説明する機会を設けます。
- ・ 子どもの新しい生活が円滑に始まるよう、パートナーとともに保健センター・保育所・学校等の地域関係機関に情報提供を行い、必要なサポート等について依頼します。
- ・ 委託にあたっては、児童相談所の方針を踏まえ、子ども・パートナーとともに関係者を交え、養育計画を立案します。計画については、その後、一定期間ごとに振り返り見直します。
- ・ 電話や家庭訪問により委託された子どもの生活状況（及びその「変化」）を把握するとともに、子どもやパートナー等それぞれの疑問や悩み等に耳を傾け、必要に応じてより望ましいと思われる里親養育の具体的な方法についてパートナーとともに考えます。

※電話・訪問等によるフォスタリングチームの養育支援は、パートナーが受けることのできる権利であるとともに、受け入れが必要な義務としてお考えください。

- ・ 子どもの支援、パートナーの養育支援について情報共有や協議をするため、委託された子どもやパートナーの状況を踏まえ、定期的に「応援会議」を開催します。フォスタリングチームが開催の調整をします。
- ・ 養育に困難な状況が発生している場合（または発生が見込まれる場合）には、その軽減や解決に向けた対応について、情報やアイデアを提供し、パートナーとともに考え、市町村の子育て支援メニューやレスパイト制度の活用など必要なサポートについて調整します。
- ・ 子どもと親（保護者）等の交流が行われる場合、子どもを担当する児童相談所と協議の上、親（保護者）との連絡窓口となる場合があるほか、親（保護者）と子ども、親（保護者）とパートナーの関係調整にも関与します。

※子どもの権利等の観点から可能な限り保護者等との交流は重要です。里親には、児童福祉法上、親子関係再構築への協力・支援が要請されています。

- ・ 子どもの委託が終了する際は、状況に応じてその後の子どもとの交流について協議・調整します。
- ・ 委託終了後、子どもの成長（ポジティブな変化）や「家庭」での生活が送れたことの意義等についてパートナーと確認するとともに、振り返りを行い、今後の新たな受託（の可能性）について相談します。

Q & A

松本市・塩尻市・安曇野市で自宅を離れて生活している子どもの数は？

両市内では、一時的な保護を含めて、約100人の子どもが自宅を離れ、その多くが児童養護施設や乳児院などの施設で生活しています。

このうち、半数以上の子どもは、6歳未満で実の家庭を離れることになった子ども達となっています。 *2020年3月末の状況

預かる子どもは自分の養子になるのですか？

「養子縁組」ではありません。

パートナーは、実の家庭で生活できない子どもを自宅に迎え入れ、家庭に戻れるようになるまでの間、親（保護者）に代わり育てます。

期間は、数日～1か月などの短期、半年～1年くらい、数年にわたる長期などさまざまです。子どもの状況によっては、子どもが20歳になるまで（自立ができるようになるまで）養育する場合があります。

なお、子どもに恵まれないなどの理由で、特別養子縁組により家庭に子どもを迎え入りたいと希望される場合には、「養子縁組里親」としての登録をご検討ください。

何か資格などが必要ないですか？

パートナーになるため、一定の要件・基準等がありますが、特別な資格は必要ありません。子育て経験がない場合でもパートナーになっていただくことが可能です。研修や実習等で必要な知識やスキルを学ぶとともに、乳児院・児童相談所等がチームを組んで養育を支援します。

また、パートナーの方が一時的に養育から解放され、リフレッシュするための制度として、「レスパイト・ケア」制度が用意されています。

なお、私たちが考える「望ましいパートナー（家庭）像」についてもご参照・ご確認ください。

子どもは無償で預かるのですか？

無償ではありません。子どもを迎え入れ育てている間は、規定により、県から子どもの生活に必要な費用（生活費、医療費、教育費など）や里親手当が支給されます。

《生活費》 乳児 60,110円 乳児以外 52,130円

《手 当》 1人 90,000円

*いずれも2020年度子どもひとりあたりの金額(月額)です。

これらの収入から子どもの養育にかかわる経費を差し引いた額が、雑所得として確定申告の対象となります。(詳しくは税務署・税理士等へお問い合わせください。)

共働き家庭ですが大丈夫ですか？

共働きであっても、パートナーになられる方はいらっしゃいます。保育所等の子育て支援サービスを利用する場合は、利用料や定員の確認等、市の担当部署との調整が必要です。

一方で、特に委託の初期には、迎え入れる子どもの心のケアや安定した関係形成が重要です。子どもと向き合いながら養育していただく十分な時間を確保していただくようお願いしています。

実子がいいます。登録申請できますか？

実のお子さんを子育て中であっても、パートナーの認定を受けることができます。

お子さんの心情へ十分配慮することが大切となるため、早い段階から十分に話をして里親となることについて了解・納得してもらうことが必要となります。また、ご夫婦(等)で協力の上、迎え入れる子どもの養育と実のお子さんの養育を両立していくことが求められます。

実のお子さんの状況(性別、年齢、就学の状況、健康状態等)を確認したうえで委託を検討していきます。

大きな家に住んでいないとダメでしょうか？

迎え入れる子どもとパートナーご家族が、生活をするために必要な広さがあれば大丈夫です。自宅が持ち家ではなく、借家であっても可能です。

但し、子どもの年齢に応じて、実の子どもさんを含めて、男女を別にするなどの配慮は求められます。

子どもの親（保護者）との関りはどうなりますか？

パートナーが子どもの親を直接支援することは想定していませんが、里親には、児童福祉法上、親子関係再構築への協力・支援が要請されています。

具体的には、委託前の顔合わせ（パートナーの親への紹介）、親子交流への協力、親（保護者）も参加する話し合いへの同席、手紙等で子どもの様子を親（保護者）に伝えること…などが考えられます。

なお、児童相談所が里親委託時に親権者（子どもの親）に対して発行する「措置決定通知書」には、原則として里親の住所・氏名（＝子どもの生活場所）が記載されます。

ただし、子どもの親が里親家庭に里親の了解なく訪問することは、児童相談所により禁止されます。また、迎え入れる子どもの養育の安定（＝里親家庭の安全）が脅かされると想定される場合には、里親の住所・氏名を秘匿します。

迎え入れる子どもはどのように決まるのですか？

児童相談所が相談を受けた子どもで、養育里親委託が必要であると考えられる子どもについて、その子どもと家庭の状況（子どものニーズ）を考慮した上で、児童相談所・乳児院等が相談の上、子どもが生活するのに適当と思われるパートナーの方に迎え入れの打診（意向の確認）をさせていただきます。

子どものニーズによりますので、パートナーとなつてすぐに打診させていただく場合もあれば、ニーズが適合する子どもがない間は打診が行われないこともあります。

パートナーの意向確認後、子どもとパートナーの事前交流を経て、双方の様子や意向を最終的に確認した上で、実際に子どもを迎え入れることになります。

なお、委託には、原則として子どもの親権者の了解が必要となっています。

パートナー（養育里親）としての登録は、子どもの委託をお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

一方で、児童相談所等から迎え入れの打診があった場合、必ず子どもを引き受けなければならないということではありません。

また、子どもの一時保護が必要な場合（緊急的な場合あり）に、乳児院等の施設を経ずに子どもを迎え入れ、一定期間養育していただくことを打診させていただく場合があります。

参考；望ましいパートナー（家庭）像

養育に対する 姿勢・態度	社会性・ コミュニケーション	家庭・家族の 基盤
<p>子どものことが好きで、子どもの養育に意欲がある。子どものこと(子どもとして・人としての存在、気持ちや意見、権利)を大切に思う。</p>	<p>約束(提出期限・面談の日時等)を守る(守ろうとする、守れない場合に予め連絡する)。連絡を取ることができる。</p>	<p>家族内で登録(=新しい生活スタイルの選択)についての思いや考えを共有している(その大切さを理解し共有するよう努力している)。 ※特に夫婦間においての合意。また、実子へ説明。</p>
<p>里親養育が社会的養護として公的養育の一環であり、子どものための制度であることを理解している。</p>	<p>自己を(概ね)肯定的に捉えている。 大らかで明るく、かつ、謙虚に振る舞う(振る舞おうとする)。物事を幅広く、柔軟に考えようとする。</p>	<p>夫婦(等)の間でお互いが意見を述べ合うことができる。お互いに相手を思いやる態度があり、協力することができる。</p>
<p>子どもをありのままに受け入れようと努力し、粘り強く関わろうとする。 子どもの背景事情に目を向け、子どもの特徴・特性や障がい等を理解した上で子どもに合わせた対応を心がける。</p>	<p>オープンかつ健康的(双方向、穏やか、落ち着き、明るさ、寛容さ、攻撃的ではない…など)な会話や対話、コミュニケーションを心がける。</p>	<p>家計が安定して営まれており、今後もその継続が見込まれる。 子どもの養育にあたって、住環境が適当である(心地よく生活できる)。</p>
<p>困ったことや問題が起こった時に率直に相談できる。 子どもの独自性・自律性を尊重することの重要性、関係者(他の里親を含む)や関係機関と連携・協力して養育すべきことを理解している。</p>	<p>質問に対して的確に回答する(回答しようとする)。 特に、自分の気持ちや考え、態度や行動を適切に表現する(表現しようとする)。</p>	<p>生活上の大きなトラブルや負担・困難を抱えておらず、子どもを受託して養育する肉体的・精神的・時間的な余力がある。</p>
<p>実親のことを理解し応援しようとする気持ちがある。 必要な親子の交流等にできる限り協力する。 ※子どもや里親等の安全・安心な生活が脅かされる場合はこの限りではありません。</p>	<p>里親養育その他について継続的に学ぼうとする姿勢があり、自分の幅を広げ、成長しようとする気持ちがある。</p>	<p>親族(親・きょうだい)、職場、近隣・知人等に説明し、理解や協力を得る必要があることを理解している。 ※特に親族の理解が得られている。</p>

※これらが完璧である方(家庭)でないとパートナーとして相応しくない…ということではありません。ただし、全体としてまたは個別の項目について、お考えや状況が大きくかけ離れている場合は、パートナー(養育里親)としては相応しくないのかもしれませんが。チームと一緒に、これらを目指していただける方(家庭)にパートナーとなっていたいただきたいと思います。

参考；里親の種類

養育里親	子どもを、子どもが生まれ育った家庭に戻ったり、子どもが自立したりするまで、自分の家庭に受け入れて育む里親です。
養子縁組里親	特別養子縁組（法律上の親子関係となること）を前提に養育する里親です。親子関係が成立するまで里親として子どもを育みます。
その他の里親	虐待等により専門的なケアを必要とする子どもを育む「専門里親」、両親の死亡等の場合に親族が子どもを育む「親族里親」があります。

参考；委託に関する児童福祉法の条文

第27条 1 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

③ 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

第33条 1 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

(問い合わせ)

○ 松本赤十字乳児院 担当：鎌倉

〒390-0803 松本市元町 3-8-10

電話 0263-31-5206

FAX 0263-34-2151

電子メール satooya@matsumoto-nj.jrc.or.jp

○ 長野県松本児童相談所 担当：井出

〒390-1401 松本市波田 9986

電話 0263-91-3370

FAX 0263-92-1550

電子メール matsujido@pref.nagano.lg.jp

2021年4月作成